

第12期第3回

札幌市福祉のまちづくり推進会議

議 事 録

日 時：2023年8月18日（金）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第4常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（児玉企画調整担当課長） 改めまして、皆様、本日は、大変お忙しい中、また、連日の猛暑の中をご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、冒頭の進行を務めさせていただきます事務局の札幌市保健福祉局障がい保健福祉部企画調整担当課長の児玉でございます。よろしく願いいたします。

さて、令和3年9月から始まりました第12期推進会議の委員の皆様の任期は今月いっぱいをもちまして満了となります。任期中は、公共的施設のバリアフリー部会と施設整備マニュアル改訂に係る検討部会という二つの部会を設置いたしまして、それぞれ取り組んでいただきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、会議の開催に当たってはご不便をおかけしたこともあったと思っておりますけれども、委員の皆様方には、部会などにおきまして、熱心なご審議をいただき、また、貴重なご意見をいただきましたことに、心からお礼を申し上げます。

本日は、第12期の締めくくりの全体会議でございます。何とぞ、積極的なご意見をいただければと思っております。

続きまして、事務局より委員の皆様の出席状況についてご連絡させていただきます。

本日は、池田委員、小島委員、今委員、橋本委員の4名からご欠席の連絡をいただいております。

本会議の総委員数は23名、うち19名のご出席をいただいております。出席者が過半数に達しておりますことから、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第14条第3項の規定によりまして、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

また、今回の会議から人事異動等によりまして、新たに委員になられた方4名をご紹介します。

次第の裏面の名簿をご覧ください。

お名前を読み上げさせていただきますので、呼ばれた方は、恐れ入りますが、一言、ご挨拶をお願いいたします。

では、令和5年7月1日から就任いただいております札幌市肢体障害者協会の鈴木淳平委員、お願いいたします。

○鈴木（淳）委員 おはようございます。

札幌市肢体障害者協会の鈴木（淳）と申します。

前任者の方が途中で参加できなくなったということで、本日、初めて参加させていただきます。よろしく願いいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 続きまして、令和5年7月1日から就任いただいております札幌市老人クラブ連合会の高橋誠委員、お願いいたします。

○高橋委員 皆さん、こんにちは。

札幌市老人クラブ連合会事務局長の高橋でございます。

前任が3月末で退職しまして、この4月から老人クラブ連合会に勤めております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長）では、続きまして、令和5年1月1日から就任いただいております札幌地区バス協会の今武委員、そして、令和5年7月1日から御就任いただいております札幌市手をつなぐ育成会の小島佳代子委員でございますが、本日、欠席されております。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

障がい福祉課事業計画担当係長の佐々木でございます。

○事務局（佐々木事業計画担当係長）事業計画担当係長の佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長）あちらに1名、事業計画担当の木内でございます。

○事務局（木内事業計画担当）よろしくお願いいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長）それでは、議題に入ります。

本日は、次第でお示ししておりますとおり、各部会から活動報告をいただき、それについて、皆様にご審議いただきます。

それでは、以降、会議の進行につきましては、石橋会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議 事

○石橋会長 北海学園大学の石橋でございます。

皆様、おはようございます。

朝からご参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは、時間もございませんので、早速、議題（1）公共的施設のバリアフリー部会の活動報告についてご審議いただきたいと思います。

ここからは私が司会進行を務めさせていただきますが、その前に、冒頭に事務局からもご案内がございましたように、ご発言の際には、発言者、発言内容が分かるようになるべくゆっくりとお話しいただきたいと思います。

それでは、先ほどご案内の内容をご報告していただきたいと思います。

公共的施設のバリアフリー部会では、中央区複合庁舎整備事業と中央市税事務所移転事業のバリアフリーチェックを実施していただきました。それぞれ資料に基づき、事務局からご報告していただきたいと思います。

それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局（佐々木事業計画担当係長）それでは、事務局より、まず、議題（1）公共的施設のバリアフリー部会の活動報告についてご報告させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。

第12期の委員の任期は、令和3年9月から令和5年8月までの2年間となっております。

す。

第1回の全体会議は、令和3年12月20日に開催しております。

この会議では、会長、副会長を選出するとともに、第11期の活動の振り返りを行い、第12期の検討事項として、公共的施設のバリアフリー部会及び施設整備マニュアルの改訂に係る検討部会の二つの部会を設置することを決定いたしました。

部会の活動の方向性といたしましては、公共的施設のバリアフリー部会では、バリアフリーチェックの実施、また、施設整備マニュアルの改訂に係る検討部会では、札幌市福祉のまちづくり条例で施設整備マニュアルの改訂を行うことを、それぞれ確認しております。

第2回の全体会議は、令和4年8月8日に開催し、札幌市バリアフリー基本構想2022の策定と札幌市福祉のまちづくり条例の整備基準の見直しについて、施設整備マニュアルの改訂に係る検討部会の議事事項として新たに追加することにつき、ご審議いただき、ご了承いただきました。

次に、各部会の活動の概要でございます。

施設整備マニュアル改訂に係る検討部会については、後ほど、議題2でご説明いたします。

まず、公共的施設のバリアフリー部会ですが、部会は全部で2回、バリアフリーチェックは全3回開催いたしました。

第1回の部会を昨年1月に書面開催し、部会長、副部会長を選出するとともに、部会の活動内容について確認いたしました。

第2回は、今年3月に書面での開催ではございますが、バリアフリーチェックを実施した中央区複合庁舎整備事業と中央市税事務所移転事業の概要を確認いたしました。

それでは、ここからは、バリアフリーチェックの実施状況についてご説明いたします。

資料2-1、資料2-2、資料2-3になりますので、ご用意いただきたいと思います。

まず、バリアフリーチェックシステムについて、改めてご説明させていただきます。

バリアフリーチェックシステムとは、札幌市が施設を建てる際に、条例で定められた整備基準を上回るよりバリアフリー化された施設となるように、設計段階や施工段階で高齢の方や障がいのある方に図面や現地をチェックしていただき、ご意見を施設整備に生かしていく取組のことでございます。

今期、第12期で実施したのは、中央区役所の建て替えとサッポロファクトリー内にあります中央市税事務所の移転でございます。

なお、中央区複合庁舎につきましては、正式な資料ナンバーはつけておりませんが、こうした横長の中央区複合庁舎整備事業基本設計概要版という資料もおつけしております。写真なども入っておりまして分かりやすくなっておりますので、こちらもご覧いただきながらお聞きください。

それでは、まず、一つ目、中央区役所の建て替えに当たりましては、令和4年2月と9月に開催し、おのおの設計段階のバリアフリーチェックを実施いたしました。

旧中央区役所の敷地に、中央区役所、中央区民センター、中央保健センターの三つの用途を集約した複合庁舎を新築し、令和6年度末に供用を開始する予定でございます。

各階の構成といたしましては、地下1階、地下2階に来庁者用の駐車場、1階、2階に中央区民センター、2階の一部と3階から6階に中央区役所、中央保健センターを配置しております。

石山通に面した建物東側に来庁者ゾーンや窓口、執務ゾーンを設ける計画となっております。

各階への動線といたしましては、エレベーターにより、地下2階から6階までアクセスできる計画でございます。

また、1階エントランスホールから多くの来庁者が利用する3階各種窓口までは、利便性を考慮し、石山通からも視認性のよい位置にエスカレーターを設けることで分かりやすい動線計画としております。

トイレにつきましては、男女一般トイレ内の大便器や小便器、洗面器に手すりを設置します。特に、大便器につきましては、全てのブースに手すりを設置し、誰もが利用しやすいよう配慮するとのことでございます。

また、バリアフリートイレの機能分散や混雑緩和となるよう、男女一般トイレの中にも子連れ対応のベビーチェア、フィッティングボードやオストメイト対応設備を配置したゆとりのある便房を設置するとのことでございます。

また、バリアフリートイレについては、各階の男女一般トイレに隣接して計画しており、特に、来庁者の出入りが多い1階及び2階につきましては、直径180センチの円が内接できる広さを確保するとともに、大型ベッドを配置することで、重度の障がい、介助者等への配慮を充実するという計画となっております。

なお、車椅子利用者用の駐車場につきましては、地下1階、地下2階の来庁者用駐車場のそれぞれエレベーターの近くに2台設け、建物全体で合計4台の車椅子利用者用の駐車場を計画しております。

次に、バリアフリーチェックの実施結果概要ですが、資料2-1、資料2-2のとおり、いただいたご意見とそれに対する担当部局の考え方を記載しております。

時間の関係上、ここでは主なご意見について、抜粋してご紹介させていただきます。

資料2-1の2ページをご覧ください。

3項目めに、各階の非常放送と非常表示についてご意見をいただいております。

聴覚障がいのある方の避難を考慮し、光警報装置、いわゆるフラッシュライトを設置する予定と回答をいただいております。

次に、6項目め、区役所の窓口につきまして、障がいのある方や高齢者など、様々な方が利用しやすくなるように、区役所の窓口は3階ではなく1階に設けるべきとのご意見をいただきました。

こちらにつきましては、区民ホールが災害時に指定避難所になることを踏まえまして、

避難所の利便性に配慮して1階に配置しておりますが、窓口を3階に配置することで来庁者の利便性が低下するおそれがあることを考慮しまして、エレベーターの設置のほか、1階から3階までをつなぐエスカレーターを設けて利便性の向上を図っていくとの回答をいただいております。

なお、窓口をワンフロアに集約配置することで、手続に伴うフロア間の移動を大幅に減少させる計画とのことをございました。

次に、資料2-2の3ページが一番下をご覧ください。

駐車場の台数についてご質問いただきました。

旧庁舎の駐車台数は40台弱でしたが、新庁舎では繁忙期の利用台数を想定し、約150台の整備を行う計画とのことをございます。

なお、歩行者の主動線である敷地東側道路部分に駐車場の出口を設けることから、駐車場出口部分には管理員を配置し、安全に配慮した計画をするとの回答をいただいております。

今回は、中央区複合庁舎の設計段階のバリアフリーチェックを実施いたしました。来年は、施工段階のバリアフリーチェックを実施する予定でございますが、改めまして、障がいのある方、高齢の方などにバリアフリーチェックをしていただき、誰もが利用しやすい施設となるよう引き続きチェックを行ってまいります。

それでは、続きまして、中央市税事務所移転事業について、中央区役所の複合庁舎化により空室となる中央保健センター及び中央区区役所分庁舎に中央市税事務所を移転させることに伴う保全改修工事となります。

1階は納税課、2階は市民税課、6階は固定資産税課と諸税課が使用し、5階は会議室として使用する予定で、令和6年度下期の供用開始を予定しております。

バリアフリーチェックの実施結果概要には、資料2-3をご覧くださいと思います。

主なご意見を抜粋してご説明させていただきます。

2ページ目の2項目めをご覧ください。

まず、階段の色につきまして、段鼻と踏み台のタイルが同系色の場合、地下鉄の階段のように段鼻にワインレッドカラーのシールを貼付してはどうかのご意見をいただきました。

こちらにつきましては、現時点でも本施設の階段の踏み台面は全体的にアイボリー系、段鼻は濃いグレー色と段鼻が目立つような配色となっており、現地調査で段鼻が目立ちにくい箇所がありましたら改修の検討をすると回答をいただいております。

次に、3ページの13項目めになりますけれども、壁の色について、もし白色系であれば、オフホワイト色にするなど視覚に障がいがある人にも優しい色であってほしいとのご意見をいただきました。

改修を行う部分の壁については、製品選定時に落ち着いた色合いになるよう検討を行っていくとの回答をいただいております。

次に、4ページの15項目めに移りまして、トイレや窓口、道順が分かりやすいように大きくて配色が考慮された表記があるとよいとのご意見をいただきました。

今後、具体的なサイン計画を検討する際には、いただいたご意見を基に分かりやすいものとなるよう検討していくと回答されております。

バリアフリーチェックの活動報告につきましては、以上となります。

○石橋会長 それでは、ただいまのご報告について、ご質問やご意見があればお受けしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

チェックにご参加された方からの補足のコメントでも結構ですので、遠慮なくどうぞ。

○守谷委員 お分かりになるのならご説明ください。

資料2-1の5ページ目、29項目めに、北見市の書かない窓口とあるのですが、これはどういう窓口か、何となくイメージはつかめるのですけれども、お分かりになれば教えていただけませんか。お願いします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 北見市の例ですが、戸籍住民課で住民票や戸籍謄本を取るときに、本人の名前だけ言えば、特に用紙を記入せずに必要な書類をお渡しするシステムでございます。

○石橋会長 ほかにご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋会長 お気づきの点がありましたら、この後にまたお受けしたいと思いますので、引き続き審議を続けたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題（2）施設整備マニュアル改訂に係る検討部会の活動報告について、事務局から報告をよろしく願いいたします。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） それでは、続きまして、議題（2）施設整備マニュアル改訂に係る検討部会の活動報告についてご説明させていただきます。

まず、資料1の裏面をご覧ください。

部会につきましては、全部で5回開催いたしました。

第1回部会では、部会長、副部会長を選出し、第2回以降につきましては、マニュアル改訂案の審議のほか、整備基準見直しの審議を行っております。

まず、整備基準の見直し案についてご説明いたします。

資料3-1をご覧ください。

改めまして、整備基準の見直しの趣旨についてご説明させていただきます。

まず、整備基準見直しの目的といたしまして、例えば、廊下やトイレなどになりますけれども、札幌市福祉のまちづくり条例の主要な整備項目の遵守状況が500平米未満では3割程度と低い状況となっております。そういった500平米未満の小規模民間公共施設におけるバリアフリー化を促進していく必要がございました。

整備基準見直しの方向性でございますが、資料3-2も併せてご覧いただきたいと思

ます。

具体的には、施設内の通路、廊下の幅、傾斜路の幅、トイレの広さなど、より建築主等が対応しやすい基準となるように、500平米未満の小規模建築物における整備基準の変更、緩和を検討していくこととし、併せて、札幌市福祉のまちづくり条例よりもバリアフリー法の基準が高いねじれ現象が生じている項目の是正につきましても検討いたしました。

次に、施設整備マニュアルの改訂につきましてご説明いたします。

資料3-3をご覧ください。

施設整備マニュアル改訂の趣旨といたしまして、施設整備マニュアルの発行から一定期間が経過する中、設計者などより整備基準についてより分かりやすい解説を望む声が寄せられておりましたほか、整備基準の数値のみでは表せない多様な利用者の特性やニーズに配慮した整備を進める必要がございましたこと、さらには、近年、需要が高まっている望ましい設備整備について、周知啓発していく必要が生じていることなどがございました。

施設整備マニュアル改訂の方向性といたしましては、解説文や設計ポイントの具体化、それから、整備基準の解説の可視化や整理、市がこれまでに蓄積いたしましたバリアフリーチェックなどにおける当事者の意見の反映、その他、先ほどもお話しいたしましたけれども、近年、需要が高まっている新たな設備の反映など、そういったものを軸として検討させていただきました。

また、検討に当たりましては、札幌市福祉のまちづくり条例に基づく公共的施設の施設等の新設に当たる事前協議に際して、建築物を設計し、協議の担当窓口となる建築設計者のご意見を聴取し、その意見を反映させることにより、より実情に即した使いやすい施設整備マニュアルとする工夫も行いました。

資料3-4が施設整備マニュアルの現段階での素案となっております。

こちらは、ページ数が相当厚いものとなっておりますが、赤字の部分、それから、図などでは赤色で囲んでいる部分など、現状のものから変更した部分となっております。

時間の関係上、ここでは、主な項目についてご紹介させていただきます。

まず、ページをおめくりいただきまして、1ページからになります第1章の札幌市福祉のまちづくり条例のあらましでございます。

こちらにつきましては、条例の趣旨、概要のアップデートのほか、ユニバーサルデザインあるいは心のバリアフリー、それから、身体障害者補助犬法、障害者差別解消法など、新しい考え方を盛り込んでおります。

次に、82ページ以降の整備基準と解説でございます。

こちらにつきましては、先ほどの改訂の方向性に沿いまして、整備基準の解説の充実や、望ましい整備のアップデートなどを行っております。

幾つか、具体例をご紹介させていただきます。

98ページをご覧ください。

こちら側の傾斜路の部分でございますけれども、解説の一番上に勾配50分の1を超え

る傾斜路を対象とするというように、今まで傾斜路といっても具体的にどれぐらいの角度から傾斜度とみなすのかというところの説明がございませんでしたので、こういった数値を加えさせていただいております。

それから、102ページをご覧ください。

こちらは、エレベーターの出入口の図でございますが、利用者の声といたしまして、これまでのバリアフリーチェックでいただいたご意見を吹き出しのような形で掲載、紹介させていただいております。

例えば、下の左側、利用者の声として、点字ブロックは操作盤に手が届く位置に設置していただきたいですという声などがございました。これは、点字ブロックをエレベーターまで伸ばしたときに、エレベーターのドアの前までというところで、どうしてもボタン押すところまで設置されてないという施設がございましたことから、こういったご意見が挙がったものでございます。

それから、109ページをご覧ください。

こちらはトイレの整備でございますけれども、右側の望ましい整備の下から四つ目になりますサニタリーボックス（汚物入れ）は、車椅子利用者便房に限らず、一般の男性用便所にも設けるということを望ましい整備を追加しております。これは、特に男性の膀胱がんなどの病気の予後において、パッドなどをご使用されている方がまちなかで廃棄する場所がなかなか見当たらずに自宅まで持って帰らざるを得ないという状況があり、設置の要望などから、こういった望ましい整備を追加させていただいたところでございます。

それから、116ページの駐車場についてご覧いただきたいと思っております。

駐車場の幅は、基本的には350センチ、3.5メートルと規定されていますけれども、望ましい整備のところ、そこまで幅の広い区画を必要としないけれども、けがをされている方、車椅子までは使用されていない障がいのある方、妊産婦の方などが優先的に利用できる駐車区画を施設の出入口の近くに設けるということを追加させていただいております。

それから、144ページをご覧ください。

こちらは、全体を通して当てはまることでございますけれども、特に、現状の施設整備マニュアルはイラストのみで、なかなかイメージしづらいというご意見もございましたので、発券機の例など具体的な画像を入れさせていただいております。ほかの部分につきましても、画像を入れる、あるいは、イラストにつきましても、古いイラストを新しく更新したり、分かりやすい図にするように改訂しております。

最後に、170ページ以降の関連資料についてでございます。

こちらにつきましては、今後、改訂時までには内容を決定する予定でございますけれども、カラーユニバーサルデザインの具体的な内容、それから、障害者差別解消法の改正を踏まえた札幌市の対応方針は今年度下期に改定予定でございますので、そういったものを掲載してまいりたいと考えております。

最後に、整備基準の見直しに関する規則改正につきまして、今後のスケジュールをご報告させていただきます。

本日の会議でご了承を得られましたら、パブリックコメントを9月から10月頃に実施させていただきます。その後、修正を経まして今年12月ごろに公布、その後、半年程度の周知期間を経た上で、来年、令和6年7月頃の施行を予定しております。

また、施設整備マニュアルにつきましては、今後、印刷製本など業務の委託によりまして、来年、令和6年の春頃の改訂版の策定発表を予定しております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

○石橋会長 資料が非常に膨大となっておりますが、ご質問、ご意見がございましたらお受けしたいと思います。

いかがでしょうか。

○増田委員 公募委員で出席させていただいております北海道難病連の増田でございます。

部会は、施設整備マニュアル改訂に係る検討部会に入らせていただきました。

ここから、私の感想を述べさせていただきます。

今回、小規模施設におけるバリアフリー化の促進を目指したマニュアルの見直しということで、細かな変更点が幾つもありました。各分野のプロの方々が集まり、議論が進んだと思います。

私たち難病患者としては、誰にでも使いやすい建築物かどうかという視点で発言をさせていただきました。

今回のマニュアルでは、オストメイト対応のトイレについて、全身が確認できる大きな鏡があると使いやすいですということで、資料3-4の112ページに記載していただいています。

そして、利用者の声が記載されていることや、便器の左右に手すりを設置する場合、その間隔は70センチから75センチ程度も資料3-4の110ページに載っております。誰もが使いやすいように表記されて、とても実効性のあるマニュアルに仕上がったというのが私の感想でした。

今後、私たちもこのマニュアル、そして、札幌市福祉のまちづくり条例について周知していきたいと思えます。本当にありがとうございました。

そして、石橋部会長をはじめ、委員の皆さん、本当にここまでお疲れさまでしたと最後に述べたいと思えます。ありがとうございました。

○石橋会長 先ほどご説明がございましたとおり、当事者の方のご意見もこれまでのバリアフリーチェックでいただいた意見を今回のマニュアル整備に盛り込むことができたのがこれまでと違う非常に大きな一歩かなと考えております。その辺について、肯定的なご意見をいただけたことにつきましては、幸いかなと私は個人的に考えているところでございます。

ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。

○石田委員 北海道科学大学の石田です。

144ページの券売機の件で、左側に写真が出ていまして、点字表示がされている券売機の例と書かれています。カラーUDに関しては、これからまた何かいろいろ取り組むと思うのですが、この古い形の券売機ですと、色弱者の方は色が赤色に光っても見えないという現象が結構有名な話としてあります。今はタッチパネルで結構分かりやすい券売機がどんどん主流になってきていると思うのですが、あえて、この古い券売機の写真を載せているのは何か意図があるのか。もしよろしければ、新しいものと並列させるか、もしくは、よく分かる方だと、金額を入れても点字表示が見えづらくて分かりにくいことを知っているの、何か理由があればお聞かせ願いたいと思いました。

○石橋会長 事務局、ご回答をよろしくお願いたします。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） こちらにつきましては、画像の更新が漏れていた部分かと思しますので、最新のタッチパネルのものに画像を変更させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

○石橋会長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

○皆川委員 皆川です。

内容ではなくて構成についてです。

タイトルに施設整備マニュアルと書かれていますのですが、これ全部がマニュアルですよというのは無理があると思えます。というのは、資料3-1で、左上にいろいろな規則の階層が書かれていまして、条例があって、それを補完するものとして施行規則があって、さらにそれを補完するものとして施設整備マニュアルがあるのですよとあります。施設整備マニュアルの保守範囲は、整備基準の解説と、さらに望ましい整備内容ということであれば、施設整備マニュアルとして整備すべきは82ページから169ページまで、第2章だけがマニュアルと位置づけられます。そうしないと、マニュアルの中に条例や規則が出てきたりというのは、それは通常の体系としておかしい話になりますので、マニュアルはマニュアルとして先ほどのページ数の部分だけをマニュアルとして定めて、もし全体を網羅したものが絶対要るのであれば、この全体を札幌市福祉のまちづくりの手引やハンドブックといった名前にして、それらの階層をバッチして1セットにするという方向のほうが読むほうとしては分かりやすいのではないかと思います。

さらに、加えて、一番悩ましいのは第1章で書かれている部分の扱いですが、例えば、4ページの第1章の2の整備にあたっての配慮と書かれている赤枠の内容については、例えば、その他配慮すべき関連法規などというようなくくりでまとめたほうがよろしいかなと思えます。

さらに、9ページの3の基準となる幅や広さ等の基本的な考え方は、規則に含めたほうがいいのかと思えます。

それから、14ページの4も規則に含めてしまったほうがよろしいかと思います。

17ページの6の手続きの概要は、条例や規則に書かれていますので、まるきり内容がダ

づっているのではないかと思いますので、この部分は整理したほうがいいのではないかと思います。

○石橋会長 ただいまただいたご意見について、まず、事務局からお考えがあればよろしくお願ひいたします。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 確かに、皆川委員がおっしゃったように、第2章自体がマニュアルでありますので、第1章、第3章の資料などをまとめた手引やハンドブック、あるいは、ガイドラインといった名称について、改めて検討してまいりたいと思います。

また、ほかのページでダブりのあった部分、ほかにまとめたほうがよい部分につきましても、改めて全体構成を検討させていただきたいと思います。

○皆川委員 もう一点、9ページの1行目に整備基準と誘導基準と書かれています。誘導基準というのは、さらに望ましい整備内容のことを言っているのですか。誘導基準というのはここだけに出てきているような感じですから、これが何を指しているのかが分かりませんでした。こういう言葉のそごがございませぬので、再度、チェックしていただければと思います。

○石橋会長 今の意見について、事務局からございませぬか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 誘導基準は国が用いている文言でございませぬが、我々の札幌市福祉のまちづくり条例では望ましい整備と統一してございませぬので、こちらは修正させていただきたいと思います。

○石橋会長 言葉の定義については、どこにまとめているのですか、一番最後ですか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 言葉の定義を冒頭あるいは最後に追加することを検討したいと思います。

○石橋会長 索引みたいな形で最後に用語の説明をまとめる場合もありますし、先ほどご指摘があった基本的な考え方、頻出するような言葉については、このマニュアルについては、この言葉はこういう意味ですよと初めに書くパターンもあると思いますので、その整理を最初にしていただきたいと思います。

ほかにございませぬか。

○石田委員 今、ご意見があった内容ですが、先ほどお話しされたように、札幌市福祉のまちづくり条例、施行規則、施設整備マニュアルという順番に詳細にディテールまで設計できるような形になっている思うのですけれども、内容を見ますと、そもそも、札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルというのは、この三つが順番に網羅されてございませぬよね。まちづくり条例のあらましがあって、施行規則も書かれていて、最後に、施設整備マニュアルになっているということですよ。ただ、それに対する冠が施設整備マニュアルになっているので、これが例えば札幌市福祉のまちづくり条例の総合的な何か書かれているものの名称にしてしまえば、全て網羅されてございませぬ、順番に追って説明されてございませぬという解釈でいいと僕は思います。

ただ、先ほど皆川委員がおっしゃったように、施設整備マニュアルと名前をつけてしまうと、施設整備マニュアルの部分だけでいいのではないかというふうになりますので、書かれている内容は重々理解できるのですけれども、多分、その辺が中身とタイトルの解釈でずれが出ているのかなと感じました。名前を変えるのか、内容だけを抜粋していくのかを、これからその辺は検討していただけるのであれば、お願いいたします。

ただ、一方で、我々札幌市では、今まで施設整備マニュアルという内容のコンテンツでやってきているので、多分、ずっと見ている方には違和感はないのかもしれないですけれども、初めて見る方はマニュアル以外のことも書かれているのだな、ボリュームが多いなと見られる可能性はあると思います。

○石橋会長 今のご意見は、施設整備マニュアルという言葉の定義ですね。それが一体どこまで何を含むものなのかという整理が必要というご指摘だと思います。

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

今回、施設整備マニュアルの整備については、計画設計実務者からご意見をいただいたのが従来と違う取組だと考えております。

その中で、東委員、もしコメントがあればいただけますか。

○東委員 北海道建築士会の東です。

今回、建築士事務所協会の方に、この内容について意見をいろいろいただいて、そういうことも少し反映させていると思います。それは、実際にこれを使って建物をつくる、改修する人にとって、もっと見やすい、分かりやすいものにしていきたいというご意見があったと思います。

つくる側としては、やはり数値が分かりやすく書かれていないと非常に戸惑うのです。ですから、そこら辺の図や写真の説明をたくさん入れることで、より使い勝手のいいものになっていくのかなと思います。まだ時間があるので、こちら側としてもまだまだ直していただきたい点がいっぱいありますので、なるべくそういうものを反映されていいものになっていけばと思っています。

○石橋会長 先ほど言っていたとおり、実務者にとって使いやすいもの、どこにどのような形で判断したらいいのだろうというよりどこになるような形でご意見をいただきました。

先ほど言っていたとおり、これで完成というわけではないので、もしご意見があれば、可能な範囲で盛り込んでいただけたらと考えております。

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋会長 それでは、これにつきましても、もしご意見がございましたら、後ほどお受けしたいと思いますけれども、一旦、ここで切らせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題(3)その他について、事務局から説明をお願いいたしま

す。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） それでは、議題（3）その他についてご説明させていただきます。

資料4-1、資料4-2をご覧ください。

まず、資料4-1、バリアフリーに関する定量評価についてでございます。

昨年、令和4年8月に開催されました第2回札幌市福祉のまちづくり推進会議におきまして、札幌市のバリアフリーについて、定性評価ではなく、何らかの指標をもって定量評価していくことが必要ではないか、また、例えば、政令市における比較を行うなどにより、相対的な評価もしていくことが必要ではないかという提言をいただきました。

ここで、まず、定性評価と定量評価について補足させていただきます。

2番、課題の整理と解決の方向性の1行目、2行目でございますとおり、定性評価とは、数値では表現できない事象について主観的評価を下すことを指しまして、定量評価とは、数値化されたデータを材料として客観的評価を行うことを指します。

札幌市の福祉のまちづくりを推進していく上では、バリアフリー整備の進捗状況を定量的に確認していく視点は、事務局、札幌市といたしましても、非常に重要であると認識しております。

一方で、都市間比較につきましては、現在人口や人口推移の予測、人口密度、可住地面積、気候、積雪寒冷地かどうかなどにより、都市計画、都市デザインも含めまして、必要とするバリアフリー整備の内容が異なることなどから、なかなか相対評価にはなじみにくいのではないかと考えております。

つきましては、3番の定量評価の指標（案）でお示ししておりますとおり、札幌市バリアフリー基本構想2022に掲載されております各種指標を客観的に定点観測していくことで、札幌市のバリアフリー化に関する定量評価を行ってまいりたいと考えております。

具体的な内容につきまして、資料4-2、札幌市バリアフリー基本構想2022の抜粋版をご覧ください。

こちらに、各種数値データが掲載されております。

まず、最初に、19ページと書いてある表紙ですけれども、旅客施設につきましては、札幌市の地下鉄は46駅の全てでバリアフリー化の整備が完了しており、現在は、2基目のエレベーターの整備など、さらなる充実を行っているところでございます。

なお、JR北海道では、令和2年度末で対象施設22駅のうち20駅で整備が完了しているところということでございます。

次に、ページをおめくりいただきまして、21ページでございます。

車両等につきましては、各事業者と行政が協力しながらバリアフリー化を推進しております。車両の導入などを行っております。

札幌市内の路線バス車両につきましては、令和2年度で総車両台数が964台のうち423台がノンステップバスに更新されております。

ユニバーサルデザインタクシーにつきましても、令和2年度末で720台導入しております。

次に、ページをおめぐりいただきまして、22ページの道路についてでございますが、重点整備地区内の生活関連経路につきましては、令和2年度末で整備対象延長約263キロのうち220キロでバリアフリー化が完了しております。

ページをおめぐりいただきまして、24ページ、25ページでございますが、都市公園では、令和2年度末でトイレのある747公園のうち276公園、それから、園路のある2,725公園のうち2,167公園、駐車場のある69公園のうち43公園で、バリアフリー化が完了しております。

また、建築物につきましては、令和2年度までで、重点整備地区内の市有建築物が59棟あり、このうち視覚障がい者誘導ブロックの設置や段差解消などの経路における対策を図った施設は31棟、バリアフリー対応型エレベーターを整備した施設は34棟、オストメイト対応型トイレを整備した施設は47棟となっております。

これらを担当部局に問合せいたしましたところ、今後も、おおむね5年置きぐらいに数値の調査を行ってまいりたいということでございましたので、こういった各種指標を、我々札幌市福祉のまちづくり推進会議においても活用させていただきまして、札幌市におけるバリアフリーの進捗状況の評価検証を行っていただきたいと考えております。

以上で、事務局の説明を終わります。

○石橋会長 ただいま、バリアフリーに関する定量評価について、この全体会議でご提言がありましたので、検討していただいた結果について、ご回答というか、ご提示いただいたところがございます。

ご質問、ご意見がございましたらお受けしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○皆川委員 去年の会議で私が言い出したことですが、私の発言の趣旨は、定量評価、相対評価というのは手段としてありますねというアイデアレベルの話をしたつもりだったのです。そちらの発言のほうが声が大きかったのかもしれないのですが、そちらのほうを着眼されたとのことでした。

私は、札幌市のバリアフリーのまちづくりがうまくいっているのか、それとも、あまりよろしくないのですか、それを判断する何かが必要ですよ、そこを判断するものを何か考えてくれませんかという趣旨でお話ししたつもりでした。

私は、そのとき、バリアフリー基本構想2022の中にこういった数字が出ていることを分からないで発言したのですが、こういった数字があるのなら、この数字を追いかけて、その数字がどうなのかというところまで踏み込んでいただければ、札幌市としてうまくいっている、うまくいっていないという判断が部分的に出来上がって行って、こういう要素をもう少し広げてみようということになっていけば、札幌市がこれからどこに力を入れていったらいいかという評価につながっていくのかなという気がします。あくまでも、定量評価、定性評価をお願いしたわけではなくて、市のバリアフリーのまちづくりがどんなと

ころにあるのかということですが。

それで、例えば、今、上げていただいた数字は、それぞれ国で目標値が出されていますよね。例えば、24ページの都市公園のトイレは、国の目標値はたしか70%ぐらいということで、札幌市は36.9%ですから、国の目標値に比べてかなり劣っています。逆に、園路のバリアフリーは、国の目標値は70%、札幌市は79.5%を行っていますから、これは札幌市のほうが上ですよ。同じように、駐車場も国の目標値が60%のようですので、これも札幌市はクリアしています。そういうところで、札幌市がどこまでできているかが何となく見えてくるので、定量評価、相対評価ありきではなくて、札幌市がどのぐらいの実績を積み重ねてきているのかを自ら評価できるような仕組みを考えていただきたいという趣旨でした。

それで、2022年にバリアフリー基本構想ができてまだ時間がたっていないので、次回の見直しもあると思いますから、そういったタイミングを捉えて仕組みを考えていただければと思います。

○石橋会長 ただいまのご意見を踏まえて、事務局から回答があればお受けしたいと思えます。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 定性評価、定量評価にスポットを当てたような回答になってしまいまして、こちらの認識不足でございました。

先ほどご発言いただきましたとおり、札幌市のバリアフリー化をはかる仕組みは、数値などの尺度を使いながら、これを今後の札幌市福祉のまちづくり推進会議の皆様はどう評価いただくかにつきまして、改めて考えさせていただきたいと思っております。

○石橋会長 ただいま事務局からご回答がございましたけれども、いかがでしょうか。

○石田委員 1点だけ確認ですけれども、22ページについて、僕は前回もお話をしたと思いますが、道路のバリアフリー化状況の推移をパーセントと延長で表現するのが、果たして本当に定量的な評価になり得るのかという疑問があったのです。

まず、大前提としては、使う側としては、道路の移動円滑化ということで、バリアがなく、つながっている連続性というものがすごく大事になってくると思うのです。だから、一個一個のものがバリアフリーだといっても、一番手前に大きな段差があったら、それはもう利用できないわけですよ。それで、建物と道路のバリアフリーを一体的にやろうと国もそういう形で法令を定めながら基本構想ができたと思うのです。

そうなってくると、この道路の236キロメートルのうち220キロメートルはバリアフリー化が完了していますよと言われても、何をもってバリアフリーなのか、僕もうまく伝えられないのですけれども、ある目的地まで行くのに1個段差があろうが、2個段差があろうが、それはどういう計算上でこの数字が出てきているのかがすごく分かりづらいです。

ですから、例えば、生活関連経路と定めているのであれば、生活関連経路の100本あるうちの9本は使える生活関連経路になっていますよという表現なのか、何かその辺の表

現を変えないと、一つの歩道に10か所バリアあるのと、10か所バリアが点在されているのでは評価も変わってくるし、延長の試算の仕方が変わってくるので、道路に関しては考え方を検討していく必要があると思います。

一方、公園の園路も同じ通路だけれども、公園の園路の場合は、複数あろうが、その公園がバリアフリー化で1個という表現をしますよね。ですから、何かバリアフリーを定量的にやるという安易な積み重ねではなくて、ある一定の考え方に基づいて使う側がイメージしやすいような数字を使っていくということが多分これからの課題になっていくと思うので、今後、定量的に扱うのであれば、特に道路に関しては我々は連続性が重要になってくるので、その辺をどう評価していくかということを入れていったほうがいいかなという意見です。

○石橋会長 今、石田委員からご意見をいただきましたけれども、事務局からご回答があればお願いいたします。

○事務局(佐々木事業計画担当係長) 道路の数値の表現の仕方につきましては、恐らく、バリアフリー基本構想の担当部局の中でも、さらに道路につきましては、土木、道路課と分かれておりますので、そういうところに石田委員のご意見をお伝えさせていただいて、今後、改訂するときの指標について、さらに検討いただきたいと思います。

また、今後、札幌市福祉のまちづくり推進会議で扱う指標につきましては、もし基本構想に出していない手持ちで使える数値があるかもしれませんので、そういったものもお聞きしながら、できるだけ意味のある評価ができるような数値を扱ってまいりたいと思います。

○石橋会長 私は、逆に教えてほしいのですけれども、国の道路のバリアフリー化の数字を使った評価の仕方はどういう形で出ているのですか。

○石田委員 国も同じように道路の割合の出し方はすごく不透明で、各市町村では、先ほど言ったように、生活関連経路ごとに出しているところもあれば、このように延長を出しているところもあるのです。ただ、これは本当に課題になっていまして、石橋会長がおっしゃるように、札幌市は、僕としてもなるべく先行させたいので、何か新しい札幌市独自の評価の方法があつていいと思うのです。それをこれから皆さんとこういう場で議論して、我々は道路のバリアフリー化をどうやって評価していこうかということをお聞きして知恵を出して考えていくというのが次の課題になると思います。

国としては、特に何%という表現はしていないと思います。

○石橋会長 ほかにございませんか。

○皆川委員 私は、ホームページをみただけで中身は分かっていないのですが、国の目標値としては、一応、特定道路の70%という表現がされていました。

○石橋会長 今、皆川委員がご指摘された点は、私としてはごもっともと考えております。となると、政令指定都市との比較については、先ほど事務局から資料4-1でお示しいただいたとおり、政令指定都市で状況が全然違うので、前提の違うものと比べることに対し

てどのくらい意味があるのだろうかと個人的に思っているところで、私は事務局の案に賛成しているところです。

そうであるならば、札幌市としてどこまでできているのだろうかを考える中で、一つは国の考え方、確かに石田委員がおっしゃるとおり、実態とそぐわない非常におかしなところがあると思うのですけれども、まずは比較をする、札幌市がどこまでできているのかというところをよりどころとして考えるに当たっては、賛否両論あるかもしれないけれども、やはり国の考え方を手がかりにせざるを得ないという気がします。

それとは別の話として、石田委員がおっしゃるとおり、では、実効性がどこまであるのだろうかと疑問があるのであれば、札幌市は、別途、新しい考え方を模索する必要があるのかなと私は思いました。

○石田委員 石橋会長のおっしゃるとおりでいいと僕も思います。

ただ、この263キロのうち220キロがバリアフリー化を完了しているという計算の仕方が分からないのです。道路のバリアフリー化は、段差もあれば、勾配もあれば、点字ブロックがあります。263キロのうち220キロは、全部、点字ブロックがあつて、段差が解消されていて、勾配も解消されている状態なのか、その辺がブラックボックスというか、分からないので、もしこの数字を出すのであれば、整備された、バリアフリー化ができた状態はこういう状態を示します、こういう状態になっているのが230キロのうち220キロですよというのであれば分かると思います。

札幌市は、何をもってバリアフリーの道路として定義してこの計算をしているのが重要になると思うのです。出している分については、それがいい、悪いは別としても、どういう根拠で、どういうことをもって計算してこれを出しているというのをやらないと、道路の延長で出しているけれども、出そうとしている障害は箇所では表現できるものですから、それが分かりづらいというか、イメージしづらいなというところがあつてのです。

この表現でいいと思いますけれども、出すとしたらこれの根拠というか、どういう式を使ったのかは示してあげたほうが分かりやすいかなと思います。

○石橋会長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

○浅香副会長 今、議論になっている道路の関係ですけれども、パーセンテージで出すか、キロメートルで出すかは、私は専門外で分からないのですが、たしか、私の記憶では、重点整備地区というのは札幌で百何か所か二百何か所、何丁目から何丁目は何条から何条というのがちゃんと図面で示されていると思うのです。

ですから、こういう表現がいいかどうかは別ですけれども、その枠内で勾配を緩和したり、段差を基準に従ってある程度解消した、点字ブロックを主な重点歩道には敷設したということが全て完了したところを1とみなして、100か所あれば100分の1、そのうち80か所でできていれば80か所という表現にしたほうが適正かなと議論の中で感じていました。

○石橋会長 言葉の定義の話ですよね。定義をどう設定するのか。その定義に基づいて数

値を導き出して、それで評価するのという話ですよ。

非常にいろいろな文言が出ていて、考え方があって、浅香副会長がおっしゃった考え方もまさに一つあるのかなと思います。

先ほど事務局からもお話がありましたとおり、繰り返し言いますが、これは完璧なものではない、完成された考えではないので、今、お発言いただいた内容も踏まえて、引き続き、バリアフリーの基本構想など、改正できる機会があるのであれば盛り込んでいただければいいのかなと思いました。

皆様、これに関してよろしいでしょうか。

○鈴木（淳）委員 今の内容とは視点が違うのですけれども、道路について、12年間、移動支援事業の管理者として車椅子の方の移動でいろいろやった経験の中で感じていることがあります。

やはり、自治体によって基準がいろいろ違っています。今、皆さんは220キロがバリアフリー化されているという認識があるのでしょうかけれども、現場の我々にとっては、札幌は雪国ですから、特に、冬場は全くされていないと考えております。したがって、できれば、こういう正常の段階でのバリアフリーだけではなくて、季節によって違う部分でのバリアフリー化も、北海道、札幌の道路においては大事だと思うので、札幌はそういうものを加味したこともやるべきではないかと感じました。

○石橋会長 確かに、冬期のバリアフリーは、従来から札幌市独自の問題としてよく言われている話ですし、今の課題については、我々も十分念頭に置いて考え続けていかないといけないかなと思いました。

今のお話についても、引き続き検討を続けていきたいと思えます。

今、道路についてホットな話題になったのですが、ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋会長 そうしたら、ここで閉じたいと思えます。

今日は、大きな議題（1）、議題（2）、議題（3）とございました。改めまして、本日の会議全体を通してご意見がありましたらお受けしたいと思います。

今日は大分ボリュームな内容でありますし、かつ、最後でございますが、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋会長 ありがとうございます。

それでは、今回の会議につきましては、一通りご意見をいただけたと思えましたので、以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきたいと思えます。

会場の皆様、ネットの向こう側の皆様、長時間、議論、ご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返ししたいと思いますので、以後、よろしくお願ひいたし

ます。

3. 閉 会

○事務局（児玉企画調整担当課長） 石橋会長、会議の進行を誠にありがとうございました。

それでは、大変名残惜しくはございますけれども、第12期第3回札幌市福祉のまちづくり推進会議を以上で閉会とさせていただきます。

2年間、活発にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

以 上